

# 橋処理センター維持管理情報

平成24年11月

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	-
	2号炉	可燃性混合廃棄物	-
	3号炉	可燃性混合廃棄物	-

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成24年11月1日 ~ 平成24年11月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	-	停止中	800°C以上
	2号炉	-	停止中	
	3号炉	-	停止中	
集じん器に流入する <sup>※3</sup> 燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	-	停止中	おおむね 200°C以下
	2号炉	-	停止中	
	3号炉	-	停止中	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	-	停止中	100ppm以下
	2号炉	-	停止中	
	3号炉	-	停止中	

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	平成24年9月に実施済みのため11月は未実施
	2号炉	平成24年11月5~9日
	3号炉	平成24年7月に実施済みのため11月は未実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	平成24年9月に実施済みのため11月は未実施
	2号炉	平成24年11月5~9日
	3号炉	平成24年7月に実施済みのため11月は未実施

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	対象	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
		測定に係る排ガスを採取した位置		測定の結果	基準値
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	1号炉	11月分測定なし(ダイオキシン類年2回測定) (ダイオキシン類以外年6回測定)		11月分測定なし(ダイオキシン類年2回測定) (ダイオキシン類以外年6回測定)	
	2号炉	平成24年10月15日 (ダイオキシン類)		平成24年11月21日 (ダイオキシン類)	
	3号炉	11月分測定なし(ダイオキシン類年2回測定) (ダイオキシン類以外年6回測定)		11月分測定なし(ダイオキシン類年2回測定) (ダイオキシン類以外年6回測定)	
【硫黄酸化物濃度 (ppm) 硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	-		11月分測定なし	1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	2号炉	集じん器出口		0.0065	
	3号炉	-		11月分測定なし	
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	-		〃	0.04g/m <sup>3</sup> N
	2号炉	-		〃	
	3号炉	-		〃	
塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	-		〃	550mg/m <sup>3</sup> N
	2号炉	-		〃	
	3号炉	-		〃	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	-		〃	300ppm
	2号炉	-		〃	
	3号炉	-		〃	

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。

※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から230°Cに設定。

(煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、平成22年度公表値0.0011ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)